

井原市社会福祉協議会 日常生活用具貸与事業重要事項説明書

◆ 日常生活用具管理料について

日常生活用具等の種類	管理料
電動ベッド（マット付き）	月額 500円
ギャッチベッド(マット付き)	月額 300円
車椅子	月額 300円

※月の16日以降の納品、15日以前の返却の場合は、その月の管理料は免除されます。
ただし、15日未満の利用でも、2ヵ月にわたる場合は1ヵ月分の管理料となります。

◆ 管理料の支払方法

- ・管理料は、1年ごとの後払いです。
- ・更新時は、井原市社会福祉協議会へ直接お支払いいただくか、指定の払込取扱票にて、ゆうちょ銀行への振り込みかをお選びください。
※手数料(窓口200円、ATM150円)は、自己負担となります。
- ・返却時は、井原市社会福祉協議会へご連絡ください。その時点での精算になります。
- ・生活保護の受給者は管理料、運搬料を免除されます。

◆ 故障・修理について

- ・故障かな？と思った時には、井原市社会福祉協議会へご連絡ください。

◆ 守っていただきたい事項

- ・契約書の内容をよく読み、内容を理解し了承した上で使用ください。
- ・長期の入院等、在宅で使用しなくなった場合には、返却してください。
- ・貸出期間中の維持管理は借り受けた方の責任で行ってください。
- ・用具については、簡易消毒であることを了承のうえでご使用ください。

問い合わせ先 社会福祉法人井原市社会福祉協議会

本所	井原市井原町 1110	☎ (0866) 62—1484
芳井支所	井原市芳井町吉井 4103-2	☎ (0866) 72—1366
美星支所	井原市美星町西水砂 2474-1	☎ (0866) 87—4141